

車両追加・変更時の保険ってどうすればいい？



すでに自動車保険に加入済みの方で、今後2台目の追加や、車両変更を検討されている方はいらっしゃいますでしょうか？
初めて自動車を購入する際は、ディーラーで付保証明書がないと納車できないと言われた方がほとんどだと思います。では、車両追加時、また車両変更時の保険はどうすればよいのでしょうか？

いつ車両追加・変更の連絡をするべきか？

基本的に購入・納車後すぐにご連絡頂ければ問題ございません。あるいは、購入車両と納車日が確実であれば、納車日前に変更手続きをご依頼頂けます。

■納車前にご連絡頂く場合のメリット■

車両追加・変更した場合のお見積もりをご確認頂けるため、手続き後に追加保険料が高くてびっくりしたという状況を避けられることができます。またディーラーによっては納車時に付保証明書がどうしても必要というところもあるかもしれません。

※VIN番号(17ケタの車体番号)がなければ、正確なお見積もり、実際の変更手続きはできません。

追加車両(入替車両)を購入したその日に持って帰りたい場合は？

弊社営業時間であれば、即日変更手続きをして、新車両の付保証明書を発行します。ただ、週末や祝日など、営業時間外に購入した場合は、**すでに契約している自動車保険が新しい車両にも適用される**ため、既存の自動車保険の付保証明書を持ってそのまま納車頂いて問題ございません。ただし、追加車両の場合、既存の自動車保険と同じ補償を適用するためには購入後一定の期間内に保険会社に報告する必要があるため、購入・納車後は早急に弊社までご連絡下さい。下記は主な保険会社のガイドラインです。

Travelers, Progressive, AIG	30日間以内
Hartford	14日間以内

手続きに必要な情報は？

①車両情報

年式、メーカー、モデル、VIN番号、用途、主な運転者、リースあるいはローンの有無など

②補償内容

すでに持っている自動車保険の補償内容と同じか、変更するか？

※2台以上証券に登録する場合は、賠償責任補償の部分は同じである必要があります。

車両保険部分(Collision, Other than Collision, Rental, Roadside Serviceなど)は車両ごとに設定可能です。

③変更日

ご依頼頂いた日から1か月前～1か月後の期間中で変更日を指定可能です。

※変更手続き申請後に、変更日の変更はできかねることをご了承ください。

上記必要な情報をご記入頂く変更フォームがございますので、車両追加・変更を予定されている方は予め弊社にお問い合わせくださいませ。※ホームページからもダウンロード可能です。

Volume 5, Issue 9, September 2014

今月の英語

replacement【リプレースメント】

交代、差し替え、交換品、後任(者)

endorsement【エンドースメント】

保険の内容を変更すること

小切手などに署名すること

(人や商品などの)支援、指示、推薦

保険登録内容に変更がある場合は、
迅速にLGISまでご報告下さい。

■お住まいの州の免許証を取得

①免許証番号 ②発行日 ③発行州

弊社がご案内している保険商品は、契約後9か月以内にお住まいの州の免許証を取得いただくことが条件となっております。取得されない場合、更改保険料の上昇あるいは更改拒否の可能性もあるため、取得後はお早目にご連絡下さい。

■運転者の追加・削除はありませんか？

- ご家族が赴任・帰国

- ご息子が免許証を取得

(仮免の場合はご連絡は不要です。)

※親族の方などが短期間の訪問中にお車を運転される場合は追加手続きは不要です。

■お引越ししていませんか？

住所変更していなかったため、更改資料や請求書が届かず、無効の付保証明書で運転されていた方もいらっしゃいました。有効な付保証明書を所持していなかった場合、罰金対象にもなりますのでご留意ください。

各種変更フォームの入手はホームページから、あるいはLGISスタッフまでお気軽にお申し付け下さい。

Loyalty Group Insurance Services, Inc. (LGIS)

3940 Olympic Blvd. Suite250 Erlanger, KY 41018

営業時間 月～金 8am-5pm EST (祝日除く)

お問い合わせ先

Phone: 877-LGISINC / 877-544-7462

Fax: 859-283-0138

E-mail: hoken@lgisinc.com

WWW.LGISINC.COM



お見積もりから保険に関するご質問など
お気軽にご相談下さい！

